

九州初！「古賀市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」を開始

誰もが大切な人と家族として安心して暮らせるよう、また、多様な家族の形を応援するため、2人の関係に加え、子どもを含めた家族関係の届出があったことを公的に証明する「古賀市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」を7月から新たにスタートします。

■目的

昨年4月に導入したパートナーシップ宣誓制度では、パートナー2人の関係は証明されますが、子どもを含めた家族の関係を認めることはできませんでした。

多様な家族の形を応援するため、古賀市パートナーシップ宣誓をしたカップルと同居している未成年の子どもについて、ファミリーシップ届出の受付を開始します。

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度は本市が九州初の導入となります。

■実施内容

7月から、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書を受取り、2人の関係に加え、子どもを含めた家族関係を証明できます。

また、家族として暮らすうえでの困りごとを解消するため、市内の医療機関等への働きかけを実施し、市営住宅への入居など利用が見込まれる行政サービスの情報を、7月から市ホームページで公開していきます。

■参考

昨年4月から既に、性的マイノリティのカップルや事実婚の関係にある人を支援する「古賀市パートナーシップ宣誓制度」を開始しています。

古賀市は、お互いに人権を尊重し、多様性を認め合い、誰もが心豊かに自分らしく生きていける「いのち輝くまちづくり」の実現をめざしています。

【問い合わせ先】

人権センター 男女共同参画・多様性推進係

担当：劉・山鹿

電話：092-942-1128